諮問第84号及び第85号の概要

(学校基本調査及び学校教員 統計調査の変更)

9

学校基本調査の概要

調査の目的

学校に関する基本的事項(学校数、在学者数、教職員数等)を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得ること

調査の概要

調査の 沿革 ▶ 昭和23年以降毎年実施しており、平成28年度 調査は69回目

調査期日

- ▶ 毎年5月1日現在
- 「学校経費調査」は前会計年度、「卒業後の状況調査」は前年度卒業者について調査

調査範囲 及び 報告者数 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する 学校等(幼稚園、幼保連携型認定こども園、小 学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等 教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、 専修学校及び各種学校〔約56,720校:全数〕) 及び市区町村教育委員会(約1,700:全数) 大別して6種類の調査票

- ① 学校調査(調査票17票)
 - →学校の名称、特性に関する事項、学級 に関する事項、職員数、在籍状況、卒 業の状況等について調査
- ② 学校通信教育調査
- ③ 不就学学齡児童生徒調査
- ④ 学校施設調査 (調査票3票)
- ⑤ 学校経費調査
- ⑥ 卒業後の状況調査(調査票8票)

調査組織

文部科学省 — 都道府県·都道府県教育委員会 — 市区町村·市区町村教育委員会 — 学校等

票

及

75

查

事

項

結果公表

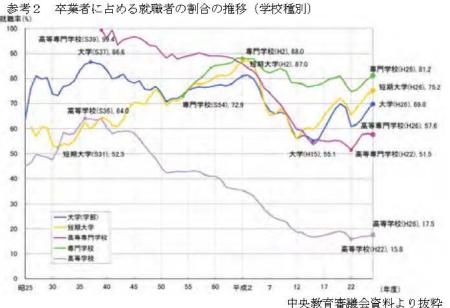
- 学校基本統計速報(学校基本調査の結果速報)
- 学校基本統計(学校基本調査報告書)
- ⇒ 調査年の8月頃に公表
- ⇒ 調査年の12月頃に公表

学校基本統計の利活用状況1

行政施策上の利用

- 〇 学校教育行政の基礎資料としての利用
- 〈中央教育審議会(実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会)における利用〉
 - ・新たな高等教育機関の制度化の検討に当たり、「新卒就職者数の推移」(参考1)、「卒業者に占める就職者の割合の推移」(参考2)等のデータを基礎資料として利用





〈教育振興基本計画(第2期:平成25年6月14日閣議決定)策定に当たっての利用〉

(例) 1学級当たりの児童生徒数、教員一人当たりの学生数

〈教育再生実行会議における提言(第4次提言:平成25年10月31日策定)の取りまとめに当たっての利用〉

(例) 高等学校卒業者の進路、高等教育機関の進学率

学校基本統計の利活用状況2

他の統計調査への利用

〇 「学校保健統計調査」、「学校教員統計調査」など、文部科学省が所管する各種統計調査の報告者 を抽出するための母集団情報として利用

国際比較のための利用

- O 0ECD(経済協力開発機構)へのデータ提供
 - ・本調査に基づく各種データ(「後期中等教育卒業率」、「高等教育進学率」等)を提供。OECDでは毎年、OECD加盟国等の教育システムの構造、財政及び成果等に関するデータを取りまとめた「図表でみる教育: OECDインディケータ」を刊行している。

その他

- 〇 地方交付税法(昭和25年法律第211号)における基準財政需要額の算定
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学の学校数、在学者 数の数値を算定資料として活用
- 〇 「子どもの貧困対策大綱」(平成26年8月29日閣議決定)において参照
 - ・「高等学校等進学率」、「大学等進学率」等のデータを参考指標として利用

学校教員統計調査の概要

調査の目的

学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすること

調査の概要

調査の 沿革

昭和43年度に学校教員調査及び学校教員需給調査を統合し、学校教員需給調査の調査名で3年周期で実施。 46年度から現在の学校教員統計調査に調査名を変更して実施(平成28年度調査は16回目)

調査 期日

- 「学校調査」及び「教員個人調査」は平成28年10月 1日現在
- 「教育異動調査」は平成27年度の状況について調査

調查範囲 及び 報告者数

学校教育法に規定する学校等 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援 学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 〔約53,960校:専修学校及び各種学校のみ抽出調査。 その他は全数1)

調 查 票 及 U 調 查 事 頂

- ① 学校調査
 - →性別、年齢別、職名別本務教員数
- ② 教員個人調査 (調査票10票)
 - →教員免許状の種類、担任の状況、 週担当授業時数等
- ③ 教員異動調査 (調査票2票)
 - →採用・転入・離職の別等

調查組織

文部科学省 ── 都道府県教育委員会 ── 市区町村教育委員会 ── 学校等

結果公表

- 学校教員統計中間報告(学校教員統計調査の結果中間報告) ⇒ 調査年の翌年7月頃に公表
- 学校教員統計(学校教員統計調査報告書)

- ⇒ 調査年の翌々年3月頃に公表

学校教員統計の利活用状況

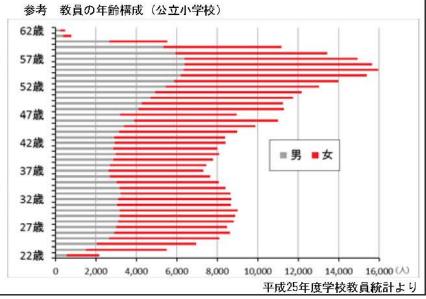
行政施策上の利用

〇 教員免許制度の基礎資料としての利用

- ・小中一貫教育の制度設計に当たり、小学校教員免許・中学校教員免許の両方を有する者が多くない (※) ことを踏まえ、義務教育学校においても、当分の間はどちらか一方の免許を有することをもって相当する 課程(小学校教員免許なら小学校課程、中学校教員免許なら中学校課程)の指導を可能とする経過措置を 設けた。
 - (※) 小学校教員で中学校教員免許を有する者が61.4%、中学校教員で小学校教員免許を有する者が26.3% (平成25年度学校教員統計より)

O 計画的な教員養成の基礎資料としての利用

- ・中央教育審議会(教員養成部会)において、教員の 経験年数の均衡が顕著に崩れ始めていることなどを 指摘、継続的な研修の必要性などを提言
- 新たな高等教育機関の審議における基礎資料としての利用
 - ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化に当たり、実務家教員の配置の義務付けの必要性や、資格要件について議論するための基礎資料として活用



国際比較のための利用

O OECDへのデータ提供

・「図表でみる教育: OECDインディケータ」の刊行に当たり、本調査に基づく各種データ(「教員の年間授業時間数」、「教員の年齢別・性別割合」等)を提供

諮問に係る論点(目次)

- 1 今回の申請における主な変更点
 - 1-1 学校基本調査の変更
 - 1-2 学校教員統計調査の変更

2 前回答申時の課題への対応 (学校基本調査関係)

-15-

1-1 学校基本制査の変更(1)

【義務教育学校の創設に伴う変更】

学校教育法の一部改正(平成27年6月公布)により、平成28年4月から新たな学校種として、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が創設されることに伴い、以下のとおり変更する。



[調査対象範囲の変更]

<u>調査対象範囲に義務教育学校を追加(適用時期 ⇒ 平成28年度調査から)</u>



[調査票の新設]

<u>義務教育学校に係る2種類の調査票(※)を新設</u>

(※)「学校調査票(義務教育学校)」及び「卒業後の状況調査票(義務教育学校)」 【適用時期 ⇒「学校調査票(義務教育学校)」は平成28年度調査から。資料2の別添P.133 「卒業後の状況調査票(義務教育学校)」は平成29年度調査から。資料2の別添P.140】



[調査事項の変更]

「学校施設調査票(高等学校等)」における「学校種別」に、 選択肢として「義務教育学校」を追加

(適用時期 ⇒ 平成28年度調査から。資料2の別添P.158)

[論点]

- ① 調査目的からみて、調査対象範囲の変更、調査票の新設及び調査事項の変更は妥当か。
- ② 義務教育学校の特性や統計ニーズ等の観点からみて、調査事項の設定は妥当か。

1-1 学校基本調査の変更(2)

【その他の変更】

- ①義務教育学校制度の創設に合わせ、「小中一貫教育」の実施の実態を把握すること
- ②二部授業(いわゆる夜間中学校)の実態を把握すること
- ③他調査において把握することとした項目との重複排除
- ④学校教育法の一部改正により高等学校等専攻科修了生の大学等への編入が可能となった ことに対応すること

を目的とし、以下のとおり、調査事項を追加・変更する。



[変更内容①]

「学校調査票(小学校及び中学校)」及び「卒業後の状況 調査票(中学校)」において、「小中一貫教育の実施形態」

<u>に係る事項を追加</u>(資料2の別添P.154、155、165)

「適用時期 ⇒「学校調査票(小学校及び中学校)」は平成28年度調査から 「卒業後の状況調査票(中学校)」は平成29年度調査から

(参考)調査項目案

6 小中一貫教育 の実施形態

「小中一賞教育を 行う学校のみ

- 1 施設一体型
- 2 施設隣接型
- 3 施設分離型
- 4 その他

「 該当する頃の番 [™] 与を記入する。

[参考:小中一貫教育の理念・目的]

- ①組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上(学力・学習意欲の向上)
- ②子供たちの社会性の育成機能の向上
- ③いわゆる「中1ギャップ」の緩和(不登校・いじめの減少等)



「変更内容②]

「学校調査票(中学校)」において、「二部授業 の学級数・生徒数・教員数(公立)」に係る事項 を追加

(適用時期 ⇒ 平成28年度調査から。資料2の別添P.156)

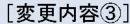
[背景] 昨今、義務教育未修了者等への就学機会の確保に重要な役 割を果たしている中学校夜間学級について、夜間学級に対する支援 や設置促進に向けた施策の充実が求められている。

中学校夜間学級(平成26年5月1日現在) [参考]

> 在学者数:1.849名(文部科学省調べ) 学校数:31校

(参考)調查項目案

		担当教員教		
学級數	生徒数	本務者	兼務者	



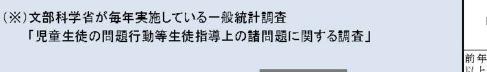
「学校調査票(小学校、中学校及び中等教育学校)」において、 他調査(※)で把握することとした「理由別長期欠席者数」を調査

項目から削除

(適用時期 ⇒ 平成28年度調査から。資料2の別添P.154、155、157)

(参考)削除する調査項目





1-1 学校基本調査の変更(4)



[変更内容④]

「学校調査票(大学)学部学生内訳票」及び「学校調査票(短期大学)本科学生内訳票」において、「高等学校(専攻科)」「中等教育学校(専攻科)」及び「特別支援学校(専攻科)」からの編入に係る事項を追加 (参考)学校調査票(短期大学)本科学生内駅票の調査項目案

(適用時期 ⇒ 平成29年度調査から。 資料2の別添P.166、167)
 (参考)学校調査票(短期大学)本科学生内訳票の調査項目案

 9 高等学校等専政科からの編入学者数
 2年次
 3年次
 計 (該当のない場合は組織を明く。)

 男女男女男女男女子教(専攻科)4
 男女男女子教

 中等教育学校(専攻科)5
 1

(参考)高等学校専攻科について

	普通科		職業学科(専門高校)							計	
		農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	併置	その他	
設置校数	5	7	18	1	25	2	75	-	5	-	138
生徒数(人)	1,037	229	440	20	534	117	6,551	<u> </u>	1,147	1	10,075
学科数	8	9	24	2	51	2	78	5	-	6	185

※ 併置の内訳:工業科+福祉科(2)、看護科+福祉科(1)、福祉科+その他(2)

平成24年度文部科学省調べ

<専攻科の設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。

[論点]

調査目的、統計ニーズ等への的確な対応、報告者による正確な記入の確保等の観点から、変更内容は妥当か。

1-2 学校教員統計調査の変更

【新たな幼保連携型認定こども園及び義務教育学校の創設に伴う変更】

- ①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 (平成24年8月公布)により、平成27年4月から、教育と保育を制度的に一体として提 供する新たな幼保連携型認定こども園(以下「新幼保こども園」という。)が創設され、 教育基本法に新たな学校種として位置付けられたこと
- ②学校教育法の一部改正により、平成28年4月から新たな学校種として小学校から中学校 までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が創設され、新たな学校種として位置付け られたこと

に伴い、以下のとおり変更する。



[調査対象範囲の変更]

調査対象範囲に新幼保こども園及び義務教育学校を追加



[調査票の新設]

新幼保こども園及び義務教育学校に係る調査票(「教員個人調査票(幼保連携型認定こども園及び義務教育学校)」)を新設(資料3の別添P.29、32)

「論点]

- ① 調査目的からみて、調査対象範囲の変更、調査票の新設は妥当か。
- ② 新幼保こども園及び義務教育学校の特性や統計ニーズ等の観点からみて、調査事項の設定は妥当か。

2 前回答申時の課題への対応 (学達・監督)

前回答申(注)において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

(注) 「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」(平成26年7月14日付け府統委 第63号)

		課題	実 施 時 期
	ア	こども園票 ^(※) の「職員数」における非常勤職員の把握	遅くとも平成30年度調査 を目途に実施
-17-	イ	こども園票の「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直し (休職者数の男女別の把握、「結核」の削除や「介護休業」の追加等)	遅くとも平成30年度調査 を目途に実施
	ウ	学校調査票(大学)学部学生内訳票等の「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等 (「55歳~60歳」「61歳以上」⇒「55歳~59歳」「60歳~64歳」「65歳以上」)	遅くとも平成29年度調査 を目途に実施
	Ι	卒業状況調査票(中学校)における卒業生の就職者の正規・非正規別の 把握	遅くとも平成29年度調査 を目途に実施
	オ	幼保連携型認定こども園を対象とする他の統計調査(厚生労働省所管 「社会福祉施設等調査」(一般統計調査))との調整	平成32年度調査を目途に 実施



(※) 学校調査票(幼保連携型認定こども園)

文部科学省における対応状況について、部会で確認